



2017年6月23日

各 位

会 社 名 ミニストップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤本 明裕
(コード番号 9946 東証1部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 桑迫 俊次
(TEL 043-212-6471)

投資有価証券売却益（特別利益）の計上に関するお知らせ

当社は、2017年2月27日付で「投資有価証券の売却益（特別利益）の計上に関するお知らせ」について開示いたしました。

本件に関する投資有価証券の売買取引は、支配株主との取引に該当するものでありましたが、本取引および前記開示を行った2017年2月27日時点において、本取引が、支配株主との取引に該当する旨その他支配株主との取引に関する所要の開示および手続きが不足していたため、これらを補完し、改めて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 投資有価証券売却の理由および売却先

当社の資産の効率化および財務体質の強化を図るため、当社の親会社であるイオン株式会社に売却いたしました。

2. 投資有価証券売却の内容

- | | |
|-------------|------------------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2017年2月24日 |
| (2) 売却株式 | イオンフィナンシャルサービス株式会社普通株式 |
| (3) 売却株式数 | 600,000株 |
| (4) 売却単価 | 1株につき2,166円 |
| (5) 売却益 | 1,148百万円 |
| (6) 売却日 | 2017年2月27日 |
| (7) 売却方法 | 市場外相対取引 |

なお、上記投資有価証券売却益は、当社2017年2月期連結決算において、特別利益として計上いたしました。

3. 支配株主との取引に関する事項

(1) 本取引が支配株主との取引に該当していたこと

イオン株式会社は、当社の親会社であり、本取引は、支配株主との取引に該当しておりました。しかしながら、当社が2017年2月27日に行った本取引に関する開示の内容は、本取引が支配株主との取引に該当する旨その他支配株主との取引に関する所要の開示および手続きが不足しており、開示義務を満たすものとなっておりませんでした。

(2) 本取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況

当社が、本取引を行った2017年2月27日時点におけるコーポレート・ガバナンスに関す

る報告書において開示していた「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針」は、当該指針の主旨からみて内容が不十分であったと判断し、2017年6月23日開催の当社取締役会において、当該指針を「当社は、当社とイオン株式会社およびグループ企業との取引を行う際において、少数株主の利益を害することのないよう、一般の取引と同様に取引条件を決定し、独立性、公正性を確保するとともに、重要な取引については、独立役員に指定する社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において、取引の内容、条件、公正性、妥当性等について慎重に審議し、決議のうえ実施いたします。」と修正いたしました。

同取締役会において、修正後の指針に基づき、本取引の適合状況について確認を行った結果、本取引は、当該指針に適合するものと判断いたしました。

(3) 公平性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置

当社の少数株主の利益を害することのないよう、本取引における売却単価は、本取引実施日の前営業日である2017年2月24日の東京証券取引所第一部におけるイオンフィナンシャルサービス株式会社株式の終値といたしました。

なお、本取引に関する2017年2月24日開催の当社取締役会決議に参加した当社の取締役には、支配株主であるイオン株式会社の取締役および執行役の兼務者はありませんでした。

(4) 本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない者から、本取引が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を入手するため、2017年6月23日開催の当社取締役会において、支配株主と利害関係のない、当社が独立役員に指定する社外取締役山川隆久氏、米谷真氏、社外監査役東海秀樹氏の3氏に対し、本取引について意見を求めたところ、社外取締役山川隆久氏、米谷真氏より、以下の理由から、本取引は、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見の表明があり、社外監査役東海秀樹氏からも当該意見を支持する旨の意見を得ております。

①対価の公正性

当社が保有する株式を時価で売却することは、当社の財産を毀損するものではなく、少数株主の利益を害するものではない。

実際の売却価額は、1株当たり2,166円であったが、この価格は、売却日の前営業日である2017年2月24日の東京証券取引所第一部における終値であり、時価とみてよい価額であった。

②目的の相当性

本取引の決定は、保有資産の効率化とキャッシュフローの改善を図るために行われたものであり、その目的は相当であった。

③支配株主からの働きかけの不存在

本取引の決定につき、支配株主から働きかけがあった事実はなかった。

以上の結果から、当社は、本取引が、当社の少数株主の利益を害することなく行われたものと判断しております。

以上